

外国人材確保・雇用対策特別委員会会議録

令和7年5月16日

場 所 第3委員会室

令和7年5月16日(金曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総合政策部

1. 本県の外国人材受入れ状況
2. 庁内の役割分担及び関連事業の概要
3. 外国人材定着動向調査

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 県内調査について
4. 県外調査について
5. 次回委員会について
6. その他

出席委員(10人)

委員	長	本田	利弘
副委員	長	山内	いっとく
委員		山下	博三
委員		二見	康之
委員		齊藤	了介
委員		黒岩	保雄
委員		渡辺	正剛
委員		今村	光雄
委員		永山	敏郎
委員		前屋敷	恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 川北正文

総合政策部次長
(政策推進担当)

佐野晃浩

総合政策部次長
(県民生活担当)

長友修一

総合政策課長

中村智洋

産業政策課長

川崎智子

商工観光労働部

雇用労働政策課長

湯浅聡

事務局職員出席者

政策調査課主任主事

唐崎吉彦

政策調査課主幹

野中啓史

○本田委員長 それでは、ただいまから外国人材確保・雇用対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてでありますけれども、委員の皆様の座席順としましては、ただいま御着席のとおりに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程案を御覧ください。

概要説明として、執行部からは、総合政策部と商工観光労働部に出席いただきます。その後、5の協議事項として、委員会の調査事項、調査活動方針・計画などについて御協議いただきたく存じます。このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、今回お呼びした執行部に対しましては、外国人雇用に関わる本県の状況について説明をお願いしております。

本委員会の進め方としましては、外国人材確保に関する論点は多岐にわたりますことから、有識者からの意見聴取等も積極的に行っていきたいと考えております。

今後、在留資格制度等につきましても、制度を所管する国の機関等に御説明いただくことを検討しているところです。

また、産業別の外国人材の雇用状況のほか、外国人材の生活環境や共生に向けた取組等については、今後の委員会調査で各事業課をお呼びして説明いただくことを検討しております。

今回は、外国人雇用の現状について、まずは県の取組の概要を把握いただければと考えております。これら各論に関する質疑につきましては、その際にお願いしたいと存じます。

本委員会の進め方の詳細につきましては、執行部説明後の委員協議にて御説明をさせていただきたいと思っております。

では、執行部の入室をお願いいたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○**本田委員長** では、委員会を再開いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いでございます。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴していただきたいと思います。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

本日は、総合政策部と商工観光労働部においていただきました。

初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任をされました宮崎市選出の本田利弘です。

私ども10名がさきの臨時県議会で委員として選任をされ、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。よろしくお願いいたします。

当委員会で取り扱う課題の解決に向け、努力してまいりたいと存じますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が都城市選出の山内いっとく副委員長です。

○**本田委員長** 続きまして、都城市選出の山下博三委員です。

都城市選出の二見康之委員です。

宮崎市選出の齊藤了介委員です。

日南市選出の黒岩保雄委員です。

東諸県郡選出の渡辺正剛委員です。

都城市選出の今村光雄委員です。

都城市選出の永山敏郎委員です。

宮崎市選出の前屋敷恵美委員です。

以上で委員の紹介を終わります。この10名で進めてまいります。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、概要説明をよろしくお願いいたします。

○**川北総合政策部長** おはようございます。総合政策部長、川北でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本県は、少子高齢化による人口減少が進行する中で、地域・産業を支える人材の確保、これが大きな課題となっております。

こうした状況の中で、企業のニーズに応じた

外国人材が長期にわたり本県で活躍できますよう、外国人材の呼び込みや就労に関する支援を行いますとともに、地域社会の重要な構成員としまして、国籍等にかかわらず、外国人が暮らしやすい地域社会をつくり上げていくことが大変重要でございます。

当部といたしましては、庁内はもとより、市町村、企業、民間団体等とも連携・協働をしながら、外国人材確保・雇用対策に資する各施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、本田委員長をはじめ、委員の皆様方の御指導、御支援、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日でございますが、本県の外国人材受入れ状況、庁内の役割分担及び関係事業の概要並びに外国人材定着動向調査につきまして、担当課長から御説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎産業政策課長 産業政策課です。本日は、資料の2ページになりますが、本県の外国人材受入れ状況、庁内の役割分担及び関連事業の概要、外国人材定着動向調査の3つの項目について御説明します。

3ページを御覧ください。

本県の外国人材受入れ状況についてであります。

初めに、本県の人口予測をグラフでお示しておりますが、2020年に107万人だった本県の人口は、少子化の進展等に伴い、2050年には79.7万人と、2020年比で25.5%の減少、また、2020年に58万人だった生産年齢人口は、2050年には38.3万人と、2020年比で34.1%の減少が予想されております。

また、2、本県の就業人口推計ですが、2020年に54.2万人だった就業人口は、2040年には

41.3万人と、2020年比で23.8%も減少することが見込まれております。

このように、将来的に県内事業者の人材不足はさらに深刻化し、人材確保がますます大きな課題となりますことから、今後、県内の産業を維持する上でも、外国人材の活用は欠かせない取組となってまいります。

4ページを御覧ください。

3、外国人労働者数ですが、労働局の公表データによりますと、上のグラフで示しておりますとおり、本県の外国人労働者数は年々増加しており、令和6年10月末現在で8,515人と、過去最高となっております。

なお、令和6年10月末現在の国内の外国人労働者数は約230万人と、こちらも過去最高となっております。

下のグラフは、外国人労働者を在留資格別に分類しております。

主な在留資格につきまして、グラフの右側に概要を記載しておりますが、技能実習は、日本での実習で技能を身につけ、母国に持ち帰ることを目的とし、比較的単純な業務に従事する人材、特定技能は、人手不足が深刻な分野での人材確保を目的として、一定の専門性や技能を有する人材、技術・人文知識・国際業務、通称「技人国」は、エンジニアや通訳など、高度な知識・技術が必要な業務に就く人材になります。

黄色で示した技能実習が令和6年10月末現在で4,816人と最も多く、オレンジで示した特定技能も大幅に増加しています。

5ページを御覧ください。

上のグラフは、外国人労働者を出身の国籍別に分類したものです。人数の多さでは、ベトナム、インドネシアの順という状況が続いておりますが、近年はインドネシアが大きく増加して

おります。また、直近では、ミャンマーがフィリピンを抜き3番目に多くなっております。

下のグラフは、主な産業別の状況になります。製造業、農業・林業、建設業の順となっています。伸び率で見ますと、オレンジで示した建設業や青色で示した医療・福祉といった産業が人材不足を背景に大きく伸びている状況にあります。

6 ページを御覧ください。

4、外国人労働者を雇用する事業所数ですが、上のグラフのとおり、県全体としましては令和6年10月末現在で1,506事業所となっており、外国人労働者数と同様、過去最高を更新しております。

下は、主な産業別の状況になります。いずれの産業においても増加しておりますが、特にオレンジで示した建設業や青色で示した医療・福祉といった産業の伸びが大きくなっております。

7 ページを御覧ください。

5、1事業所当たりの外国人労働者数ですが、令和6年10月末現在で5.7人と過去最高となっており、外国人材を活用する事業者が増加していることと併せて、本県の産業活動において外国人材の活用が進んでいる状況がうかがえます。

下のグラフでは、主な産業別の状況をお示しておりますが、黄色の製造業では、1事業所当たり全産業平均の倍近い外国人労働者が在籍しており、他の産業と比べて特に多い状況にあることが分かります。

8 ページを御覧ください。

次に、庁内の役割分担及び関連事業の概要を御説明いたします。

1、庁内の役割分担ではありますが、外国人材に関係する役割を仕事と暮らしと分けて整理したイメージ図を掲載しております。

仕事については、総合政策部産業政策課が庁内の各部署の取組に横串を刺す総合調整の役割を担いながら、農業や介護など、各産業分野の状況に応じて関係部局が個別の支援を行っております。

また、右側の点線枠にありますように、今年度、外国人材受入・定着支援センターを新たに設置し、在留資格や個別の産業に限定せずに、企業や外国人材からの相談等に対応する体制を構築する予定であります。

下にあります外国人材の受入れ・共生に係る支援と相互に連携しながら、外国人の暮らしと仕事を総合的に支援してまいります。

関係部局の取組に関しましては、9ページから10ページにかけて、今年度当初予算に係る関連事業を取りまとめた一覧を掲載しております。

9ページの受入れ・確保関係については、赤枠にありますように、当課の事業など11の事業で約1億1,700万円、また、共生関係については、次の10ページの下になりますが、国際・経済交流課の事業など3つの事業で約5,900万円を計上しております。

なお、これらの事業の詳細につきましては、後日、改めて関係部署のほうから説明させていただきたいと思っております。

続きまして、11ページを御覧ください。

ここからは、Ⅲ、外国人材定着動向調査についてであります。

昨年度の2月議会の総務政策常任委員会と同様の資料にはなりますが、調査の概要等を改めて御報告させていただきます。

この調査は、(1)の調査の目的にありますように、国の制度改正や年々増加する外国人労働者の状況等を踏まえ、外国人材の確保や受入れに必要な施策を検討する上での参考とするた

め、令和6年10月から11月にかけて県が独自に実施したものであります。

調査では、(3)の実施状況のとおり、外国人住民の就労・生活環境等の実態などとともに、県内の事業所の外国人材の受入れ状況等を調査しました。

12ページを御覧ください。

まず、外国人住民向けの調査結果になります。

回答者の属性ですが、今回、543人から回答があり、国籍別では、ベトナム、インドネシア、フィリピンの順、在留資格別では、技能実習、特定技能、永住者・定住者の順、従事している産業別では、製造業、農業、建設業の順に回答が多く、本県の外国人材の状況とおおむね同様の状況となっております。

13ページを御覧ください。

①就労に関することでは、現在の勤務先を選んだ理由として、給与、スキルアップ・キャリアアップできる環境などを重視する傾向があるほか、自分に合った働き方など、働く環境に係る回答も一定数ありました。

14ページを御覧ください。

左側の円グラフの濃い色の部分になりますが、県内で働く外国人材のうち、転職する意向があるとの回答は全体の3割を占め、また、右側の一番上の円グラフですが、原則として転職できない技能実習においても34.7%が転職したいとの意向があると回答しており、外国人材の受入れ後に県内に定着を図る取組の必要性が確認されます。

15ページを御覧ください。

左側のグラフは、転職したい理由を回答が多かった順に掲載しておりますが、給与がほかの項目より圧倒的に多く、最も重視していることが分かります。一方、右側のグラフの転職した

くない理由では、給与が2番目に多いものの、働く環境やスキルアップといった回答も多く、外国人材の定着に当たっては、働きやすくスキルアップできる環境づくりが重要であることが分かります。

16ページを御覧ください。

②生活に関することとしまして、困り事では、左側のグラフは病気になったときですが、上位2つは「言葉が分からない」といった語学力に関する回答であり、また、右側のグラフは災害時ですが、「多言語による情報発信がない」が最多で、その影響でしょうが、「避難場所への行き方や手続等が分からない」といった回答が続いております。

なお、「特になし」の回答がそれぞれ約6割と最も多くありましたが、この中には、そもそも病気になっていない人、災害に遭っていない人も含まれていると推測しており、必ずしも病気や災害時に困ったことがない人が多数ではないと分析しております。

17ページを御覧ください。

地域との関わり方ではありますが、左側のグラフの下から2段目の「特になし」が約6割を占め、多くの外国人住民が地域と交流していない状況にあります。

一方で、右側のグラフで示している地域との交流における困り事としては、「地域でどんな活動をしているか知らない」、「地域住民と交流する場がない」との回答があり、日常生活において地域との交流を求めている人が一定数いることが分かります。

18ページを御覧ください。

外国人住民が行政に求める支援として、日常会話・ビジネス用の日本語や日本の文化・慣習、ビジネスマナーを学ぶ機会の創出、行政の多言

語化といった言葉や文化に関する内容が上位を占めております。

19ページを御覧ください。

次に、事業所向けの調査結果であります。

318社から回答があり、業種別では、医療・福祉、製造業、建設業の順に多くありました。

20ページを御覧ください。

まず、回答のあった県内事業所の現在の外国人材の受入れ状況と今後の見通しですが、最も多かったのは円グラフの「(D) 現在外国人材を受け入れておらず、今後も受け入れない」が179社でしたが、「(A) 現在外国人材を受け入れており、今後も受け入れたい」が71社、「(C) 現在外国人材を受け入れていないが、今後は受け入れたい」が61社と、合わせて4割以上が外国人材の受入れに前向きな意向を持っています。

21ページを御覧ください。

外国人材の受入れ理由では、「日本人が確保できない」といった人材不足を背景にした回答が多い状況にあります。また、社内の活性化やグローバル化といった理由を挙げた事業所も複数あります。

22ページを御覧ください。

外国人材の受入れに当たりましては、ほとんどの事業所が監理団体や登録支援機関の紹介やサポートを受けております。

なお、監理団体とは、外国の送り出し機関等の間で技能実習生の受入れ調整等を行う組織で、登録支援機関とは、事業所からの委託を受けて特定技能の外国人をサポートする機関となっております。

23ページを御覧ください。

左側のグラフは、各事業所が独自に取り組んでいる外国人材のための支援になりますが、半

数以上の事業所が住居確保や日本語能力の向上を支援するとともに、そのほかにも各社で様々な支援を行っていることがうかがえます。

また、右側のグラフは、事業所として負担している費用になりますが、監理団体への会費や外国人材の入国に関わる渡航費など、受入れに当たっては多くの費用が発生している状況にあります。

24ページを御覧ください。

外国人材を今後受け入れるに当たっての課題になりますが、日本語能力や社員とのコミュニケーションのほか、在留資格によっては1人当たり100万円前後かかる費用負担に関する事、また、社員寮の準備や会社近隣で外国人が入居可能なアパートがないなど、住居確保を含む環境整備を課題とする事業所が多い状況にあります。

25ページを御覧ください。

外国人材を受け入れていない理由になります。日本語能力や費用負担を理由とする事業所も多いのですが、受入れの方法や手続が分からない、あるいは受入れ体制が整っていないことを多くの事業所が理由として挙げており、県内事業所が外国人材の活用を図る上での課題となっております。

そのため、県では、今年度設置予定の受入・定着支援センターにおいて、外国人材の受入れに係る県内事業者の支援を行っていくこととしております。

人材不足を背景としまして、今後も外国人材を活用する県内の事業所が増加していくことが見込まれており、今回のアンケート結果等を踏まえまして、関係部署や市町村などの関係機関ともしっかりと連携しながら、県内事業所の相談に応じるなど、本県への受入れ体制等を整備

し、外国人材の活用を促進していくこととしております。

説明は以上であります。

○**本田委員長** 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○**二見委員** これは、今年の2月に総務政策常任委員会で説明された内容ということだったと思うんですけど、これまでにこういう調査というのはしたことはなかったんですか。今回が初めてなんですか。

○**川崎産業政策課長** 初めてになります。

○**二見委員** この特別委員会設置に当たって考えたことは、今後の人口減少の度合いですよね、コロナ禍後、出生数の低迷とかを考えたときに、これからの10年、20年後を見たときに、どう考えてもこっちに残る人たちが少なくなる。いろんな企業の方々と話をしても、どっちかというと、もうスケールダウンさせていくような考え方があるのかなと。外国人材を入れて何とか今のものを維持しようというだけじゃなくて、もうできないものはできないんだからどんどんカットしていこうというような、業態転換まで考えているようなところがあります。その一方では、IT化とか、そういうデジタル技術を使って人手が要らないという、いわゆる先を見越したやり方もあるんですけども、それだけやっぱりもう人手不足というものは深刻な状況だと思っております。

以前、総合政策課のほうで話があったんですが、過去は女性の活躍、そして、高齢者の活躍ということで何とか世の中を動かしてきたけれども、これじゃあもう間に合わなくなっているんだというような話もちよっとあったんです。だからこそ、今、これは今のうちにやっておか

ないといけない話だろうと。大分、受入れ実績のあるところはもう十数年やっているところもあると思うので、そういったところのノウハウというか、いろんな意見交換を通じて、県として、行政としてのどういうサポートができるのかということをしっかり構築していかなければならないと思うんです。

初めての取組ということであれば、なかなか手探り状態になるのかなとは思いますが、やっぱり他県に比べて田舎ですし、情報が乏しいところもあるのが本県の特質だと思うので、とにかくこれをしっかりやっていくんだという思いでぜひ取り組んでいただきたいなという、ちょっと要望みたいになってしまうんですけども、よろしくお願いします。

○**川崎産業政策課長** ありがとうございます。委員がおっしゃったとおり、今、まさに日本全体、各自治体もなんですけども、やはり宮崎もなんですけども、手探りというところはあるんですけども、外国人材の労働者を取り入れていくということについてはしっかりやっていかなければいけないです。

今年の夏に先ほど御説明した外国人材の受入・定着支援センターを開所予定なんですけれども、その中でも、各企業さんがどのように考えていらっしゃるのかというのを待つばかりではなくて、地域のほうに出向いて行って、情報を取りながら、現状をしっかり把握した上で、じゃあ、どのように進めていくのがよいのかというようなことをしっかり検討していきたいなと思っております。

○**山下委員** 関連するんですけど、まず、この3ページに2050年までの人口動態が書いてありますが、宮崎県の合計特殊出生率が今はどのくらいですか。1.48。1.5を切っているかな。

○川崎産業政策課長 1.49になります。

○山下委員 知事が日本一を目指すということで、1.8だったかな、合計特殊出生率を目指す、大きな看板になっています。あなた方がここに2050年までの統計を出していますけれども、皆さん方は、今の現状で、この人口動態の中で合計特殊出生率をどのように捉えて統計を出していますか。知事が目指している姿でも、私は予想以上に伸びないと思うんです。一般質問の中でかなり出ていますけれども、やっぱり厳しい数字だろうと、そう思っているんですが、皆さんはこの人口動態なんかをどのように判断して基礎的な数字をつくっていますか。

○中村総合政策課長 委員が御指摘のとおり、現在のアクションプランでシミュレーションしている将来の見通しというのは、コロナ禍前の合計特殊出生率を前提に推計を出しているものです。この中では2030年に97.9万人という人口予測にしておりますが、先ほど御指摘のあったとおり、コロナ禍で合計特殊出生率が大きく低下しておりますので、この減少速度というのはより加速していると、100万人を切るターニングポイントというものが若干早まるのかなというふうに懸念しているところでございます。

○山下委員 今、もう102万人です。多分、2年したらもう100万人を切ってくるだろうと思うんです。私たちが地域で暮らしていて、団塊の世代がもう後期高齢者になって、我々の先輩方がどんどん亡くなっていく。その分を補える分だけの子供たちが生まれてこないから、この勢いの加速というのはすごい勢いで進んでいるんです。

それで、どういうことが起きているかというと、各企業、団体、農業分野もひっくるめて、第一次産業もひっくるめて人材がいなくなって、

必死で外国人材を求めながら急場の対策を講じておるのがもう現実なんです。

私は、知事が目指す1.8というのは、この目標は目標でいいと思うんです。だけれども、現実にはそぐわない目標設定では駄目だと思うんです。皆さん方は、人口動態をしっかりとつかまえて経済対策をやっていかないと、恐ろしい勢いで人がいなくなっているんです。そして、空き家が増えてくる。もう活力がなくなってくる。

以前は、中山間地域の限界集落対策とかいろんなことをやっていましたけれど、もうこれも打つ手がないです。このような状況で、地域に暮らす人たちは、産業の人たちももう人手の確保が難しいからどんどん疲弊していつているんです。その状況を見て計画の見直しをやっていかないといけないと思うんです。

現実に皆さん方が目指そうとすれば、知事の目指す数字と実際の現場の数字の予想の差を縮めていかないと。計画は計画で私はいいと思うんですけれど、現場の状況をしっかりと確認していきながら外国人材の確保をやっていかないといけないと思うんですが、先ほどの説明でもありましたけれども、やっぱり地方と都会の給与の格差ですね。時給が今は953円か954円ですか。多分、今年はもう1,000円を突破してこないとおかしいです。

我々も働く人たちのを聞くと、やっぱり今は若い人たちも都会に逃げていく。これはもう給与差なんです。その辺を補うのが外国人材だろうけれども、もうどんどん日を迫うごとに都会と地方との給与格差、これも開いていつていると思うんです。その辺の皆さん方の外国人材を確保する中での対策、その辺のことを企業との連携やいろいろな進めていかないと人材の確保も難しいわけですから、総体的に皆さん方がこ

の計画を実行していく中で、どの程度の問題意識を持っているのかちょっと教えてください。

○川北総合政策部長 御指摘ありがとうございます。人口減少に当たりましては、少子化対策、そして社会減対策ということで様々な政策を打っているところであります。

少子化対策は、ライフステージに応じた様々な対策を打っていく。もちろん、県庁全体一丸となって市町村と連携して進めていくということでございます。社会減対策に関しましては、U I J 対策、これはもう必死にやっていかなければならない対策でございます。そして、若者・女性、いかに魅力ある雇用、そして地域をつくって、こういう方々に残っていただくかということが大変重要でございます。

これに関しましては、県としましても様々な政策を展開しておるところでございます。1つの政策で効果が出るということはないと思いますので、これはあらゆる政策を重層的に積み上げながら、効果を狙っていくということになると考えております。

そして、先ほど委員からもございましたけれども、外国人の活用という部分、これに関しまして、いかに宮崎で過ごしやすく、そして、いかに活用していただけるか。

今回、先ほど担当課長からもございましたけれども、みやざき外国人サポートセンター、これは以前から生活面を支援するということで支援をしてまいりました。ノウハウも大分たまってきております。

そして、今回、今年、就業面に関する総合的な対策を行うということで窓口をつくるということになっております。これに関しましては、今、各部がそれぞれの状況に応じて施策を展開して外国人活用を進めているところであります

が、それを総合政策部として横串を刺しつつ、全体調整を図りながら強力に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○山下委員 ありがとうございます。極めて大事なテーマだろうと思うんです。

それで、今、宮崎県の受入れ機関、個人的にやっている事業所も多いかなと思うんですが、今、皆さんはどれぐらい受入れ機関等を把握されていますか。

○湯浅雇用労働政策課長 先ほど説明があったかと思うんですけど、6ページの上のほうで、事業所数が令和6年10月末で1,506事業所ということになっているかと思います。

○山下委員 私が言っているのは、J I A E C とかが県庁の近くにあると思うんですが、今、外国人材の受入れをしてくれる窓口の数。

○湯浅雇用労働政策課長 監理団体につきましては、令和7年5月13日現在で、一般監理事業ということで、県内では、技能実習1号から3号まで受け入れるときに使える監理団体が9団体、特定監理事業ということで、こちらは技能実習の1号と2号の受入れができる監理団体なんですけど、こちらが6団体というふうになっております。

○山下委員 令和7年で1号から3号が9団体、1号から2号が6団体、これはかぶりがあるんですか。団体としては別ですか。

○湯浅雇用労働政策課長 技能実習生の受入れということで技能実習1号から3号までございますけれども、こちらの監理団体が受入れをするときに利用される団体が9団体なので、合計15団体となっております。

○山下委員 すいません。特定が6団体でしたよね。それで、このかぶりというのはあるんですか。15団体が別々にあるんですか。一緒なの

か。そこを教えてください。

○川崎産業政策課長 別々になります。ですので、15団体ということになります。

○山下委員 県内に15団体あるということですね。分かりました。

じゃあ、それに基づいて、この15団体の団体の皆さん方との接触ですよ、常に情報交換をされておるのか、それが1点。かなりの勢いで生産年齢人口が急速に減少していく中で、この15の受入れ機関において、今の現状でまだ需要を求めて、例えば、まだ外国人材が欲しいんだと、でも受け入れ切れていない、その辺の差というのはどんなですか。今、十分受入れが可能なんですか。そこら辺のことをちょっと教えてください。

○湯浅雇用労働政策課長 直接、当課として監理団体と意見交換等をしたことはないんですが、実際に受け入れている企業さんに聞きますと、監理団体の話では、まだ宮崎にも人が来れる余裕があるというような話は伺ったところですよ。

○山下委員 本県は十分受け入れが可能ということですね。

○湯浅雇用労働政策課長 そのように伺っております。ただ、実際問題、奪い合いといいますか、そもそも日本に来ていただけるのか、あるいは、日本の中で宮崎に来ていただけるかというのは、そういうところをまだ頑張らないといけない部分はあるかと思えます。

○山下委員 本当をお願いをしたいんですけども、今、日本の経済というのは、長引く円安の中で外国に負けているんです。やっぱり以前は日本が先進国で、当初はかなり有利な状況だったんですが、今、円安の中で日本の給料は安いと。今、薬品だって日本では商売ができないから、例えばアメリカの薬品等も日本にかなり

入りづらい状況なんです。それぐらい日本の円の価値がなくなって、非常に外的にも厳しい状況になってきているんです。なおかつ、宮崎は都会との給与の格差がどんどんついていっているということで。

私が現場を見る限り、今の産業構造を維持していこうと思えば、かなりの人手不足なんです。もう日本の働く世代というのはどんどん少なくなっている。若手も都会を目指していく。それを考えると、農業の現場もそうなんですけれども、この5年の中にもう恐ろしい状況が来るような気がするんです。だから、そのことをしっかりとあなた方はデータを持ちながら、そして、どうしたら宮崎の魅力を発信して外国から来てもらえる状況づくりをしていくか、これを大きな課題としてやっていかないと、もう産業が成り立たなくなる状況になるだろうと思うんです。その認識をしっかりと連携を取ってほしいと思うんですが、今後の進むべき方向について教えてください。

○川北総合政策部長 今、委員からいろいろ御意見がございました。外国人材に関しましては、私たちももっといろんな企業さん、そして監理団体の皆様と意見交換をしていくことが大事だと思っております。

現場の皆さんの声をいかに施策に反映していくのかということが重要になります。今後もまだまだいろいろな施策を検討していかなければならないというふうに考えております。

そして、今、委員からもございました。外国人がいなくても事業が回らないという業態もあるということも、私どもも把握をしております。今後、ますます外国人材が重要になるということで、もちろん、若者・女性を残していく。そして、外からU I J ということで呼び込んで

いく。そして、生産性向上を図る。あらゆる施策を投じながら、外国人人材に関しましても全力で努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○黒岩委員 今の山下委員に関連するかもしれませんが、今、国内で外国人が230万人、うち宮崎県が8,000人ということで、ちょっと計算してみますと0.3%ぐらい。宮崎県はいろんな人口にしても何にしても、私は大体1%だなというふうにいつも思っているんですけども、そう見たときに0.3は少ないなという感じがしています。

私の記憶では、あるデータで、九州でも宮崎が一番少なかった。佐賀よりも少なかったと。一番少なかったように思うんですが、全国から見たときの宮崎県の今の在留外国人の数についてはどういうふうに捉えていらっしゃるんですか。なぜ少ないのかという、その原因も含めてです。

○川崎産業政策課長 まず、先ほど委員がおっしゃられましたように、九州全体でも一番少ない労働者数というようなことで、全国におきましても37位ぐらいというやっぱり低い状況にあるわけです。

その理由としましてなんですが、まず、東京とか大阪、愛知あたりがすごく多いんですけども、そちらについては、やはり企業さんとか受入れがしっかりある出口といいますか、そういった数というところもある中で、そちらに流れている部分もある。なおかつ、先ほどのアンケートの結果の説明にもありましたように、やはり給与というところの面が多くあります。

このような状況なんですけど、本県としましては、給与以外のところの分につきましても、働く環境、スキルアップをする体制とか、企業さんの努力といいますか、支援する体制というのをしっかり行っていくことによって、宮崎のほ

うがいいというふうな外国人の方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っています。

というのが、昨年、県内で外国人受入れが進んでいる企業さんにお話をお聞きしましたら、一度は給与というようなところの面に出ていったところの方がいらっしゃるんだけど、やはり会社の雰囲気であるとか働きやすさがいいということで戻ってきたいというような声もあるというようなこともお聞きしております。そういったことを我々も支援していかなければいけないのかなというふうに捉えています。

○黒岩委員 世界から見たときに、日本がそういう労働者から選ばれる国にならないといけないというのはありますが、その中で、今度は国内において宮崎がやっぱり選ばれる県にならないといけないということを、内向きのアンケートも大事なんですけれども、全国を見たときに宮崎がどう勝ち残っていくかといったところは、しっかりと分析と対応をお願いしたいなというふうに思います。

それと、次に、いろんなアンケートをお聞きさせていただいたんですけども、今後、支援センターとかいろんな取組をやっていく中で目標といいますか、例えば、転職したい人の数を減らすとか、従業員が足りない事業所が少なくなるとか、そういったものの目標というのは何かあるんでしょうか。

○川崎産業政策課長 目標としましては、まず、センターの存在を知ってもらわなければいけないというところの中で、相談件数というのを500というようなところで設定はしております。この数字は結構高めに設定しているんですけど、というのが、待っているだけでは駄目だろうというようなことで、やっぱり地域に出向いて行って、地域セミナーとかも積極的にやりながら、

そして企業に対して伴走支援を行っていくかどうか、そういったメニューも考えています。そうした中で相談件数が増えてくればいいなというふうなところで、500というような目標数というのを掲げて頑張っていこうというふうに思っているところです。

○黒岩委員 このアンケートを前回、昨年秋に取られたんですけれども、次のアンケートを取られる予定というのはあるんでしょうか。5年先であるとか、何かありますか。

○川崎産業政策課長 まず、センターを開設しまして、その後、どのような形で進んでいくのかというような状況を見る上でも、当然、定期的に取りつかないかなければいけないのかなというふうに思っています。それについて、何年ごとというふうなことではまだ想定はしていないんですけれども、しっかりアンケートは定期的に取りつかないかなければいけないという認識ではあります。

○黒岩委員 最終的な効果として、この事業は何の目的なのかというところを明確にしたときに、やはり相談件数が伸びたからということだけではちょっと満足できないかなというところがありますので、ある程度、実効性のあるところの目標を立てていただいて、私どもとしても、この事業がうまくいっているのかどうかといったところがはかれるようなまた目標設定をよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

○川崎産業政策課長 すいません。あと、成果指標のところになるんですけれども、今、現状で1,357か所、これは令和5年10月末現在の数字になるんですが、それを令和10年の10月末で2,000か所というふうな目標も指標として持っております。

○黒岩委員 2,000か所というのは、2,000社、

2,000企業ということですね。分かりました。

あと、最後の一点なんですけれども、去年、ちょっと一般質問で取り上げさせてもらったんですが、公営住宅の利活用というところで、管轄は建築住宅課さんなんですけれども、そこはあくまで目的外使用なので、私たちから積極的に働きかけていくことはないということだったんです。事業所なんかは非常に外国人の方の居住の確保が難しいというところがありまして、公営住宅は約2割が空いているという話ですから、そこを有効活用したらどうかということなんです。じゃあ、どこの部署がそれを事業所に勧めてサポートしていくのかと。国では、公営住宅の内装を変える、例えば3人住めるようにするとか、そういったものについては補助事業まで国が設けているというところがありますから、そこをしっかりとやっていただきたいんですけれども、これについては、庁内の組織としてはどこが担っていくことになるんでしょうか。

○川崎産業政策課長 総合的には県土整備部の建築住宅課が公営住宅の担当ではあるんですけれども、各部局でもそれぞれ取組というのは進めていくことになるのかなと思っています。農政水産部のほうでは、令和5年に、公営住宅について、モデル的に、令和5年度の単年度になるんですけれども、公営住宅を修繕してシェアハウスの系というふうなことを示されたというようなことはあります。また、市営住宅のほうにはなるんですけれども、市町村によっては、公営住宅を活用した住居確保という動きも出てきているというようなことは聞いております。

○黒岩委員 県内の例でいきますと、都城で農業関係が1件、公営住宅に入っていると。延岡のほうでは漁業関係の方が入っていらっしゃるという例はあるというふうに聞いているんです

けれども、やっぱり困っている事業所がそういう制度があることも知らないというところがありますから、そこら辺りは県庁のどこが担うのかというのも明確にさせていただいて、いろんな制度をフルに活用していただきたいなと思います。これは要望でございます。

○渡辺委員 御説明ありがとうございました。受入・定着支援センターが設置されるということで、これは非常に期待できることだと思っています。外国人の方がなかなか定着しないという過去の現状も、これによって改善されるということに加えて、先ほど、県内のいろんな事業所さんがどのように受け入れていったらいいのか分からないといったような基礎的なところも、このセンターを周知することで改善されていくんだろうということで、非常に期待できると思います。

ただ、人手不足というのは宮崎の問題だけではなくて、当然、全国の問題なわけです。先ほど来、人口が多いところとか、あるいは給与条件がいいところが有利な立場で外国人材を取りにいくという話がありました。実際、これから先、多くの県や自治体の人材を出してくれるマーケットに直接アピールしながらリクルートを進めていくということが考えられます。そういうことを実際に行っている県・自治体はあります。

これは、私は3月の一般質問のときにも申し上げたんですけれども、直接、海外の送り出し機関、これは行政だったり民間だったりいろいろあると思いますけれども、そういうところに対するアピールをもう少し強化していかないと、受入れのほうだけ充実しても、出すところで競争が起きるわけですから、そこに対する視点ももう少し打ち出していきたいと思います。

前回、3月のときには、農業分野について例えば、ベトナム農業大学とのルートが既にあるって、人材の受入れを含めて進んでいるという話もありました。実際、ベトナムからも人がたくさん入っています。これは他県に比べても非常に立派な実績だと思います。

ただ、じゃあ、ベトナム以外はどうかと。インドネシアも増えているんですけども、東南アジアで送り出しの人材の余力といえますか、人口的なものも考えて、マーケットとして一番有望なのは、実はといいますか、フィリピンが時間的にも非常に近いです。インドネシアとかミャンマーとか行ったら8時間、10時間かかりますけれども、フィリピンってもう5時間、6時間で行きます。5時間ぐらいかな。

あそこは人口ピラミッドももう正三角形に近いピラミッドで、向こう20年ぐらいで物すごい人口ボーナスが起きるのは、もうこれは約束された事実なんです。そういったところに対して農業分野、建設、それと、直近、特定技能に変更になった運輸部門、こういったところなんかは本当にもうすぐにもでも欲しい事業者はいっぱいいますので、そういったところに県としても民間との会話を進められる中で、そういうマーケットを一緒に開拓していこう、あるいは先方の行政に対して売り込んでいこうというような動きをぜひ早急に検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○川崎産業政策課長 海外に出向いて行って直接というようなところは、非常に重要なことだなというふうに思っております。先ほど委員がおっしゃられたように、農政ではベトナムの国立農業大学というような事例もありますし、介護の分野においてもベトナムであるとか、インドネシアであるとか、そういったところにも宮

崎の事業所と一緒に行って、そして、あちらの送り出し機関のほうにPRしていくというようなことも取り組んでいるというようなことを伺っております。

そういった事例なんかを基にしながら、それでさらに産業分野を広げていってというようなところで、国についても、これから先、ベトナムだけじゃなくて、インドネシア、フィリピンも含めて、どんどん広げていくというようなことで取り組んでいかなければならないという認識ではあります。

○渡辺委員 認識はお持ちいただいているようなので、ぜひ具体化していただきたいと思います。いろんな業界団体の方に「調査に行こう」というような働きかけをされたら、もう喜んで行かれると思います。あとは行政同士、先方の国の関係機関に対してアポイントを取っていくようなことを企画すればいいわけで、これは海外出張しながら調査するだけですから、費用もあんまりかからないと思います。ぜひ具体化して進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○湯浅雇用労働政策課長 ちょっと間が空いて申し訳ありません。先ほど、本県の外国人労働者数について御質問がありましたけれど、47都道府県中、本県38位ということで、九州・沖縄では最も少ないということで宮崎労働局のほうから発表されております。

○齊藤委員 先ほどの御説明の中で幾つかちょっと分からない点があったのでお聞かせください。

まず、4ページ、令和6年10月末で8,515名の外国人の方がいらっしゃるということなんですけれど、男女比を教えてください。

○川崎産業政策課長 この数字については、労

働局のほうが令和6年10月末現在で示されている数字になるんですが、そのデータの中では男女比というところまでは出ておりませんので、そのところは把握していない状況にあります。

○齊藤委員 ということは、年齢構成も分からないですね。

○川崎産業政策課長 年齢構成についても、そこまでは分からないというような状況です。

○齊藤委員 もし労働局のほうに対して調査することができれば、もし分かればまた教えてください。

それと、次の5ページ、国籍別で羅列されているんですけれども、これは日本全国で大体このような構成になっているんですか。先ほど渡辺委員からもいろいろ話があったんですけれども、ベトナム、インドネシア、フィリピンというのは。

○川崎産業政策課長 先ほど、8,515人について、まず、ベトナム、インドネシア、ミャンマーという順になっているというのが本県の状況であります。それに対して、全国の状況では、一番上がやっぱりベトナム、続いて中国、3位がフィリピンという状況になっております。

○齊藤委員 それから、8ページの庁内の役割分担のところなんですけれども、外国人材受入・定着支援センターの設置予定ということで、分かっている範囲で、どんなものがいつ頃どういった形でできるのかちょっと説明してください。

○川崎産業政策課長 こちらについては、夏頃を予定しております。実際に普通はセンターといたしますと場所を構えてというようなところになるんですが、場所を構えるというよりも、外国人の方から相談があったときに、暮らしのサポートセンターのほうがカーリーノの1階にある

んですが、そちらの横にあります会議室を借りて、対面という相談を行うというようなことはあります。

それ以外のところで、まず、メニューとしてどういったものがあるのかということなんですけれども、まず、出張相談会というようなことをやる予定になっております。県北・県南・県西で出張相談会を行うということで、二月に1回ぐらいをめぐりというように考えております。

それと、企業訪問ということで、県内企業訪問によって受入れに当たっての課題の掘り起こしというようなことも考えております。これも月1回程度というように考えております。

それと、セミナー等の開催ということで、このセミナーの中で取組が進んでいる企業さんの事例発表でありますとか、また、受入れを検討している企業さんと実際にやっている企業さんと交流する場として意見交換の場を設定するというようなことも考えております。

それと、最後に、伴走支援というようにことで、受入れを検討している企業さん10社程度を考えているんですけれども、そこを訪問して、具体的にどういうふうな体制をつくっていくといいですよとか、助言・アドバイスを行いながら伴走支援をして、受入れを支援していくということをメニューとして考えているところです。

○川北総合政策部長 補足でございますけれども、一番重要な部分につきましては、待ちの姿勢ではなくて、こちらから主体的に出向いて課題を捉えて、そして企業さんに直接出向き、そして外国人の方に寄り添い、そういった形でこちらから出向いていくということが一番重要なポイントであると考えております。

○齊藤委員 もう一度確認ですけれども、この

外国人材受入・定着支援センターというのは箱物をつくるということではないんですね。

○川崎産業政策課長 箱物をつくるということではありません。

○齊藤委員 そうすると、その下にあるみやぎ外国人サポートセンター、これはカーリーノの中にあるやつですか。

○川崎産業政策課長 そのとおりでございます。

○齊藤委員 分かりました。それから、13ページで、調査の中で給与ということが出てきているんですけれども、ひょっとすると先ほどの性別とか年齢と一緒に分かりにならないかもしれないかもしれませんが、外国人労働者が得ている給与報酬というのは県のほうで把握されていますか。

○川崎産業政策課長 これは全国のデータになるんですけれども、令和6年の賃金構造基本統計調査というのが厚生労働省のほうから出ております。その中で、外国人労働全体でいうと24万2,000円程度ということです。専門的・技術的分野でいうと29万2000円で、高度人材という人材になりますけれども、在留資格別でいったときに給与もいろいろ違ってまして、特定技能でいうと21万1,000円程度、技能実習の場合ですと18万2,700円程度という感じで、ちょっとそれぞれ差はあるのかなというように把握しております。

○齊藤委員 分かりました。あと、23ページのところの受入れに当たって事業所として負担している費用がずっといろいろと羅列されているんですけれども、先ほどの課長の説明で、1人当たり100万円というのは、これの合計が100万円という理解でいいですか。

○川崎産業政策課長 費用については、在留資格別であるとか、それぞれによってというところ

ろはあるんですけれども、技能実習でいきますと50万円から100万円の間でかかるのではないかと
いうふうなこと、特定技能の場合も同じくやはりそれぐらいの幅、100万円程度、150万円程度というところまで結構幅があるという状況であります。

○齊藤委員 あと最後に、25ページのところで、外国人を受け入れていない理由の中に、失踪・事故等への対応への不安ですとか、定着せず帰国等をする懸念というのが記載されているんですけれども、実際問題、受け入れている企業の中でこういった問題というのはやっぱり起きているんですか。

○川崎産業政策課長 こちらのほうで企業さんとかからそういったお声というのは聞いてはいないんですけれども、実際のデータの中ではやはり失踪している数というのはあるということで把握しております。

○永山委員 17ページの地域との関わりというようなところでお聞きしたいと思います。実際、外国人の方々も地域との関わりを求めている人が一定数見られるというような形での分析の結果が出されているところなんですけれども、こういった調査の結果とかというところで、実際に地域との交流となってくると、ミクロな単位で基礎自治体であるとか、基礎自治体の中でもさらに細かい範囲だと思うんです。関わりとして、じゃあ、どこどこ市で外国の方を集めてのイベントをしますというふうなやつもあるでしょうし。一つ一つの地域コミュニティの中での受入れの体制であるとか交流というのをやっぱり進めていかないといけないのかなというふうに思うんですけれども、基礎自治体へのそういった情報の提供であるとか連携の体制とか支援体制というのはどういうふうになっ

ているかお聞かせ願いたいと思います。

○川崎産業政策課長 地域との交流ということになりますと、商工観光労働部のほうの暮らしの部分、外国人との共生というところで取組をしているというようなことで把握しております。

地域との交流につきましても、やはり委員がおっしゃられたように、市町村関係であるとかそういったところもしっかり支援をしていくということになるんですけれども、国際・経済交流課のほうの取組として、市町村も含めた協議会というか、そういった組織はありますので、その中で情報をお流ししながら共有をしているというようなことではしております。

○前屋敷委員 今、本当に宮崎県内でも外国人の方々が多く見かけられたりしますし、8,000人を超えて宮崎県で仕事をしていただいていると、いろんな技術の習得もされているというのを聞いて、今、どういう状態で外国から見えた方々が暮らしていらっしゃるのかというのを気に留めていたんですけれども、県のほうでアンケートもまとめられて概略を御説明いただいたので、今の現状はこうだというのがよく分かりました。ぜひ、定着をすることも含めて、もっと中身も細かに尋ねることがこれから必要かなというふうには思います。

それで、12ページで、ここの在留資格のところ、技能実習であるとか、特定技能であるとか、こういう方々が単身で見えていらっしゃるのか。この中には日本人の配偶者というのと、それから家族滞在というのでいらっしゃる方々もいらっしゃるんですけれども、そもそも日本に見えるときに御家族と一緒に見える方々が多いのか。今、宮崎県で15人ということは15世帯ということなんだろうと思うんですけれども、

それに付随して子供さんの問題であるとか、学校であるとか、言葉もそうですけれど、そういう問題もいろいろ派生してくるのではないかというふうに思うんです。アンケートではこの部分は直接聞かれていることではないのかもしれないんですけれど、そういった点でのその辺の状況が分かれば一つ教えていただきたいというのがあります。

○川崎産業政策課長 まず、制度のほうの御説明になるんですけれども、技能実習制度であるとか特定技能制度の1号の場合ですと、家族の待遇というのができませんというふうになっております。ですので、海外からこちらに来られるときには単身で来られるというのが主になっております。

ただ、御家族がいらっしゃる方というのは、在留資格の中の技人国の方であるとか、当然、日本人の配偶者というようなところの中で、お子さん、外国人の方というところではいらっしゃるかと思うんですけれども、やはり日本語に苦勞されているというようなところもあろうかというところで、そこら辺については教育委員会のほうも支援するような制度というのを持っているということではお聞きしております。

○前屋敷委員 ぜひ、そういったところにも気を配るということが、やはり安定して安心して住み続けていただける、仕事をしていただけるという要素にもなろうかと思っておりますので、お願いしたいというふうに思います。

それからもう一点、22ページで、監理団体と登録支援機関という受け入れるところの仕組みとございますか、県とは直接関わっていないという御説明がさっきあったんですけれど、外国から日本に来たいという方は、この監理団体を通じて、この監理団体や支援機関が直接、全国の

県を通じてというわけではないんですね。いろんな企業に打診をするという役割をここは果たすわけですか。県としては、その辺のところの把握というのは、仮に宮崎に来たときにはどういうふうな形で把握されるのか。その辺の仕組みをちょっと聞かせていただければと思います。

○川崎産業政策課長 まず、監理団体につきましては、技能実習制度の中で、海外から外国人労働者の方をお願いしたいというふうにまず企業さんが求めたときに、監理団体を必ず通してというふうに制度上でなっております。ですので、監理団体が行う役割としては、企業さんの求めに応じて、例えば、農業分野とかそれぞれ産業別でこういった分野の人が欲しいんだというところで、そういった採用に当たっての手續関係を海外の機関と調整しながら、例えば、面談をじゃあこの日にしようとか、人数はこれぐらい、こういった外国人の方はいますかというようなことを調整するのが監理団体の役割ということで、そこを通して企業さんのところに最終的には実習というような形で行くという流れになっているのが技能実習制度ということになります。

特定技能制度については、そういった期間を経ずに、企業さん独自でも海外のほうに出向いていって、そういう採用に当たることをやってもらっても大丈夫なんですけれども、実際は、海外の送り出し機関を通じて外国人労働者の方を日本にというふうな流れになるのが基本的なところなんです。送り出し機関については、例えばベトナムであれば、ベトナムの政府機関が認定した送り出し機関を通じて外国人の方はこちらに来るというふうな流れになっております。

まず、企業はそこで外国人の方を受け入れるんですけれども、企業さんにとっては受け入れ

た後にやらなければいけないこと、例えばオリエンテーションをやらなければいけないとか、手続を外国人の方がするに当たって同行しなければいけないとか、住居の確保はしっかりしてくださいねというような役割が企業さんに求められます。そういった内容については、企業さんのほうではなかなかできない部分もあるというようなところで、委託をしてその役割を担ってもらうのが登録支援機関になります。

そうした流れでもって外国人労働者の方を各企業さんは受け入れているというようなことになりますので、県のほうとしても、しっかりとそういった人数がどれぐらいあるのかというのについては、どうしてもやっぱり聞き取りであるとかそういったところで把握というようなことにはなろうかと思っております。県全体として何人いるのかということについては、先ほどの労働局が公表しておりますデータで把握しているというような状況でありますけれども、そういった各企業さんに何人ぐらいいるのかというのは、ヒアリングというのを各産業分野でも行っているというような状況でございます。

○前屋敷委員 では、報告的なものは別に求めるものではないんですね。報告義務などは発生しないということですか。

○川崎産業政策課長 特に求めてはいないんですが、こちらについては、監理団体も、登録支援機関についても、在留外国人を所管する国の機関で許可を取って団体として登録しているというようなことがありますので、国のほうには報告をしなければいけないというふうなことでなっております。

○前屋敷委員 基本は、あくまでも企業の求めに応じてということなんですね。

○川崎産業政策課長 企業の採用方針に沿って

というようなことになります。

○前屋敷委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下委員 さっき、受入れ機関が宮崎県に15あると言いましたよね。後日でいいですので、所在地等の資料を出していただけたらありがたいなと思うんですが、よろしいですか。

○川崎産業政策課長 分かりました。把握しておりますので、そちらはまた後日提出いたします。

○山下委員 私は、十年ちょっと前ぐらいだったと思うんですが、インドネシアの受入れ機関のJ I E A Cに行ったんです。私もインドネシアの外国人材の受入れ機関としてのJ I E A Cを初めて調査したんですが、その当時、日本向けに年間500人ぐらいを送り出す受入れ機関でしたが、5倍ぐらいの応募者から500人に絞り込んで、日本の文化から様々な語学まで研修を半年ぐらいやって選抜した人間を教育するんです。その後、成田のJ I E A Cの受入れ機関に送って——成田にJ I E A Cがあるのは御存じですか。知らないでしょう。私も初めて知ったんですが、九州管内でも非常に受入れが少ないし、私はもう外国人材に頼らないと宮崎県の産業構造はもう成り立たないと、そう思ってるんです。

だから、その受入れ機関としっかりと連携を取っていくこと、それをぜひお願いしたいことと、私は2月の一般質問の中でちょっと御提案を申し上げたんですけれども、例えば、私は農政サイドの中で質問に取り入れたんですが、給与面ではもう宮崎県は負けるんです。どうしてもやっぱり産業構造上、都会のほうとは給与が追いつかないことはもう事実なんです。であれば、何でカバーしようかと思うと、やはりより早く受入れ機関の日本の各企業、農業分野だっ

たり建設産業だったり福祉機関だったりするだろうと思うんですが、その中で例えば農業サイドだったら、より即戦力となる外国人材を雇用する側に提供するために、農業大学校とか農業試験場、その辺でやっぱり積極的な教育をしてあげること。もう機械操作でも何でも栽培技術でも集中的にそこでできるわけですから。一般の企業でそこを教育するのではなくて、技術的なところは宮崎県にある県立の施設、そこでしっかりとサポートができるんじゃないかと、そんな話もしたところでした。

例えば、建設産業だったら西都市にありますよね。宮崎県立産業技術専門校かな、そこがあるんです。もうあそこもがらがらなんです。もう日本人は来る人がいなくて。だから、ああいふ県立の施設の空いているところに、外国からしっかりと目的を持って来る人たちに何かの研修を受けさせられないか。例えば、清武の宮崎県産業開発青年隊、宮崎県建設技術センターかな、そういう機関とかがあります。人材的に受入れができないですよということはもう答えが返ってくるだろうなと思うんですが、産業構造をしっかりと守っていくためには、いかに外国人材を受入れしやすい環境か。ここ宮崎県は素晴らしいんですよ。例えば、宮崎県に来たら、資格までは難しいかも分かりませんが、専門的な知識を与えてくれるんだとか、本県はその辺の何か魅力発信はできるのかなという思いだったんです。その辺の議論というのはまだ総合政策部でも話はしていないんです。農政関係に私も質問したんですけども、その辺のことはいかがでしょうか。

○川北総合政策部長 貴重な御意見ありがとうございます。外国人材に宮崎県を選んでもらう。そして、宮崎県を愛してもらうといえますか、

そういった部分が非常に重要であると考えております。

今現在、企業さんが行う例えば日本語研修であったり、そして、企業さんが行う外国人の方々のキャリアアップという部分については支援を行っていかねければというふうに考えております。

そして、人材育成の部分でございますけれども、これに関しましては、今、委員がおっしゃられたようなことも含めましていろいろな御意見がおりかと思えます。これに関しましては、宮崎県を選ぶメリットということを打ち出していきたいという部分もありますので、各部でまたいろいろ議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。また関係機関も含めて議論を深めてまいります。

○山下委員 ぜひよろしくお願いします。海外での、例えばインドネシアでもベトナムでもそうでしょうけれども、出先機関はそういうところはしっかりと教育はしてくれるんです。例えば、私も成田のJ I E A Cの受入れ機関に行ったときに、いわゆる文化ですよ、生活習慣の在り方、そういうことはまたそこで2か月、3か月でちゃんと訓練してくれるんです。そこから来るんですけども、技術的なことは受入れ機関ではそこまではなかなかできないんです。であつたら、受入れに際して、宮崎県にある県立の施設というのをフルに利活用しながら、短期的でもいいですから、何か技術をちゃんと習得できるようなシステムを考えたら、またより魅力の発信ができるかなと思っております。ぜひ検討してください。

○本田委員長 先ほど山下委員のほうから、登録支援機関に関する資料請求がございましたけれども、委員の皆さん、これは後日御提出いた

だくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長　じゃあ、後日提出をよろしくお願いいいたします。

○山内副委員長　少し教えていただきたいんですが、3ページで、県内に8,000人来られているということですが、ビザの在留資格によって年数が違うと思うんですけど、年間、毎年大体何千人ぐらい入ってきて出ていっている感じになっているんですか。

○川崎産業政策課長　すいません、どれぐらいの人が入って出ていくというところまでの数字はちょっと把握していないところであります。

○山内副委員長　分かりました。7ページには、1事業者当たりの外国人労働者数が5.7人とか書いてあるんですが、一番大きな事業者で何人ぐらいの外国人を雇われている状況なんですか。

○川崎産業政策課長　それぞれというところはあるんですけども、昨年ヒアリングをした団体とかを聞きますと、20人以上は雇用しているとか、その従業員数にもよるんですけども、技能実習生、特定技能、技人国というそれぞれの資格別の外国人材の方が総合して20人以上だとかというような感じになります。なので、2人のところもあれば5人のところもあるという、そういう状況ではあります。

○山内副委員長　大きな事業者さんは、具体的に何人とかまでは把握されていなくて、何人以上とかそういった大ざっぱなのしか把握されていないということですか。

○川崎産業政策課長　外国人労働者の状況につきましては、我々も労働局さんが示されているデータを基にというようなところで数字を把握しているという状況があります。その中で、事

業所がそれぞれどれぐらいの人数いるのかというところまでは公表されていないというところもございまして、その辺りまではちょっと把握できていない状況ではあります。

○山内副委員長　数字的なところで、さっき、失踪者数を認識しているということですが、たしか前も具体的に何人というのが出たような気がするんですけども、今、何人失踪したとかいうデータがあれば教えてください。

○川崎産業政策課長　国の資料によるんですけども、最新が令和4年の時点になるんですが、令和4年で宮崎県は117人が失踪者として把握しているというようなことでお聞きしております。

○山内副委員長　分かりました。最後に、あと、送り出し機関の話も少し出たところなんですけど、先日、南九州大学の理事の方とちょっと話をしたときに、今年度、南九州大学もベトナムの事務局があったけれども、なくなったということです。大学ではベトナムとのつながりがあって行ったりすると、やっぱりドイツとかがもう福祉人材を確保のために来て、国同士のそういった日本を選んでもらう、宮崎県を選んでもらうという中で、なかなか厳しい状況になっていくんじゃないかというのをちょっと言われていたんですけども、県としては、送り出し機関のほうへの接触、農業関係でベトナムに行ったとかありましたけれども、どれぐらい送り出し機関と接触しているのかというのをちょっと教えてください。

○川崎産業政策課長　各部局でそれぞれというところではあるんですけども、昨年も農政水産部のほうがベトナムのほうに行ってというところもありますし、介護の分野でも毎年、ベトナムであったり、今度はインドネシアであったりというようなことで、年に1回程度とかでは

あるんですけれども、まず、実際に出向いていて、送り出し機関と話をするというような場面はしっかり持っているというようなことでは聞いております。県土整備部のほうでも、オンラインで宮崎県のことを知ってもらうというような取組を行っている、送り出し機関との接触というようなこともやっているというようなことでは伺っています。

○齊藤委員 1点だけ教えてください。病気になって困ったことというアンケートのところがあって、外国人労働者の健康保険というのはどういうふうになっているんですか。

○川崎産業政策課長 すいません、詳細なところまでは、申し訳ありません、ちょっと把握はしていないんですけれども、保険の関係についても手続というのはしっかりなされているとは思いますが、すいません、改めて御説明させていただきます。

○齊藤委員 国のほうでも、結局、外国人の方が日本の医療制度は非常に安価で治療が受けられるということで、家族を連れてきて、労働ということではなくて医療目的で、このことが結構問題になっているとちらっと聞いたんですけれども、宮崎県内でそういったことが起きていないのか、そこら辺もできればお調べいただきたいなと思います。

○本田委員長 それでは、今の齊藤委員の確認の件も後日御提出いただくようなことで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

では、お時間も来たところでございますが、最後に何かあればでございますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、ないようでございますので、これで終了したいと思います。

執行部の皆様は御退席いただいて結構です。
ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時33分再開

○本田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先ほど、最後、齊藤委員のほうから保険関係についてということで資料請求をしたところでございますけれども、共生社会を所管する部局を呼んで調査をするときに、そこも含めて説明をしたいということでございますので、その際にあらためて説明を受ける形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、協議事項1の委員会の調査事項についてでございます。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時会で議決されたところでございますが、2の調査事項は、本日の初委員会での委員協議において決定することとなっております。

2の調査事項の上段は、特別委員会の設置を検討する際に各会派から提案された調査事項になります。

矢印下の変更案を御覧ください。

この変更案は、正副委員長で協議の上、特別委員会設置検討時に提案のあった調査事項を包含した上で、調査の一連の流れを考慮して調査

事項を整理したものを掲載しております。

ここで、配付しております別紙を御覧ください。当初案と変更案という左右対称になっているものでございますけれども、こちらで御説明をさせていただきます。

整理した内容としては、まず、左側の当初案の「（１）国の在留資格と特定技能制度に関する事」について、特定技能制度をはじめ、技能実習制度など、広く調査を行いたいと考えておりますので、右側の変更案のとおり、「特定技能制度等」とさせていただきます。

次に、左側の当初案の「（２）受入れ機関・送り出し機関に関する事」、「（３）対象国の人材派遣状況に関する事」、「（４）外国人労働者雇用事業者に関する事」、これにつきましては、いずれも外国人材の派遣や受入れに関する事項でありますので、右側の変更案（３）のとおり、１つにまとめた事項とさせていただきます。文言については、当初案（３）をベースとして修正を加えた調査事項としております。

次に、左側の当初案の「（５）外国人材の受入れ、活用、支援に関する事」、「（６）県内外における外国人材の活用の現状と課題に関する事」について、いずれも外国人材の活用に関する事項であるため、右側の変更案（２）のとおり、１つにまとめた事項とさせていただきます。文言については、当初案（６）をベースとして修正を加えた調査事項としております。

最後に、左側の当初案の「（７）外国人労働者に選ばれる宮崎づくりの施策の在り方に関する事」について、各調査事項の文言を統一するため、「外国人労働者」を「外国人材」に修正をさせていただきます。そして、報告

書に章立てをして記載することを想定し、調査事項の並び順について変更をしております。

この変更案も含め、調査事項につきまして、委員の皆様から御意見を頂きたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時48分再開

○**本田委員長** では、委員会を再開いたします。

委員の皆さんから頂いた御意見は、いずれも重要な事項だと存じますが、今後、限られた時間の中で重点的に進めていく必要がありますので、御意見を踏まえて正副委員長で整理をしたいと考えております。

次回委員会に正副委員長案をあらためて提出させていただきたいと存じますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**本田委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項の２でございます。調査活動方針・計画についてであります。

活動方針案につきましては、資料１の３に記載のとおりであります。

活動計画につきましては、資料２を御覧ください。

議会日程や委員長会議の結果から調査活動計画案を作成しておりますが、この調査活動計画案を基本としながらも、その都度、委員の皆様には御相談しながら、また、ほかの常任委員会や特別委員会とも調整をしながら調査活動を進めてまいりたいと考えております。

御意見がありましたら、お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○本田委員長 委員会を再開いたします。

今後の調査活動計画については、この案を基本として、その都度、委員の皆様にご相談しながら、また、ほかの委員会とも調整しながら実施していくこととしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのように決定いたします。

協議事項の3の県内調査についてであります。資料2を再び御覧ください。

7月23日から24日で県南地区、8月5日から6日で県北地区の県内調査となっております。

相手先との調整の時間があまりないことから、現時点での委員の皆様の調査先の希望について御意見をお聞かせいただき、準備させていただきたいと考えております。

先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえて、県南調査、県北調査の調査先につきまして、御意見等がありましたらお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後0時21分再開

○本田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今、県内調査だけでなく、県外調査につきましても御意見をいただきました。先ほどの御意見を踏まえて、県内・県外を含めて、具体的な調査先については正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 次に、協議事項の5の次回委員会についてであります。

今回の委員会につきましては、6月20日金曜日の開催を予定しておりますが、国の在留資格制度や県内の外国人材の状況などを調査するため、福岡出入国在留管理局と宮崎労働局をお招きして意見聴取をしたいと考えておりますが、何か御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 特に御意見、御要望がないということでございますので、正副委員長に御一任いただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 それでは、そのように正副委員長で準備をさせていただきたいと存じます。

最後になりますけれども、協議事項の6のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本田委員長 次回の委員会は、6月定例会中の6月20日金曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時23分閉会

署 名

外国人材確保・雇用対策特別委員会委員長 本 田 利 弘

